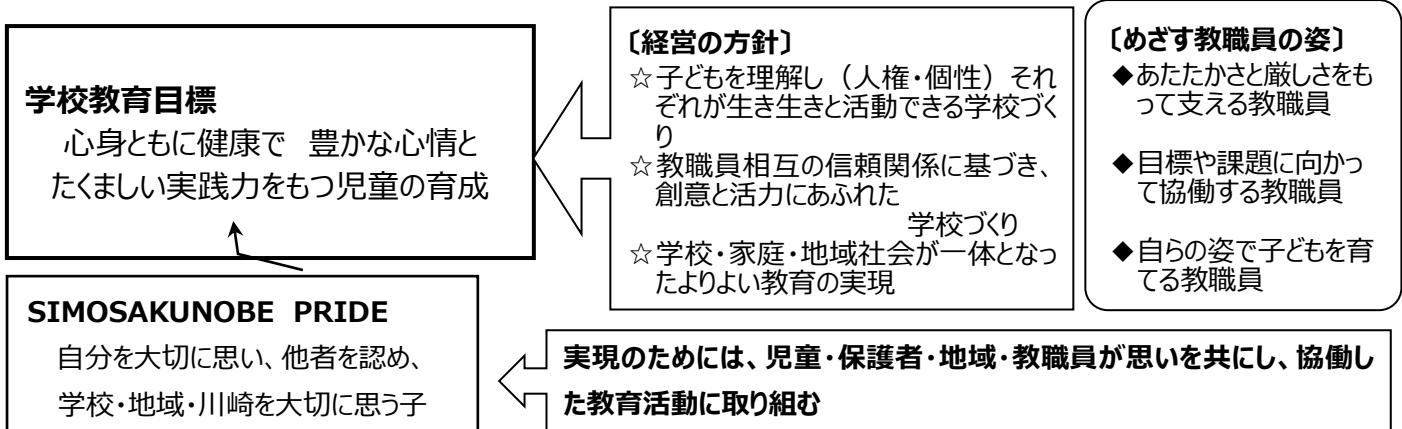


●「自己調整学習」の考え方に基づく教科指導 ●「心理的安全性」に基づく学級経営 この2つによる教育活動の推進
令和6年度下作延小学校 いじめ防止基本方針



中 期 学 校 経 営 目 標 (4 年 目 標)

① 共に学び合い、豊かに表現する子	② 豊かな心情をもつ子	③ たくましい心をもつ子
<input type="checkbox"/> よく考え思いを明確にする <input type="checkbox"/> 主体的に学び合う <input type="checkbox"/> 学ぶ楽しさがわかる	<input type="checkbox"/> 他者理解ができる <input type="checkbox"/> 成長にふさわしい感性をもつ	<input type="checkbox"/> 仲間とともにやりとげる <input type="checkbox"/> 自律的な行動がとれる <input type="checkbox"/> 粘り強く取り組む <input type="checkbox"/> 健康や安全な生活に心がける

短 期 学 校 経 営 目 標 (今 年 度 の 重 点) 【キャリア在り方生き方教育】

<input type="checkbox"/> 話を聞いたり自分の考えをわかりやすく伝えたりし、学び合う楽しさを実感する。 <input type="checkbox"/> 課題を追究したり解決したりする活動を通して、地域の人や生活に関心を持ち考え判断する	<input type="checkbox"/> 相手の気持ちを大切にし、思いやり、誰とでも仲良くする。 <input type="checkbox"/> 規範意識を育て、皆が気持ちよく生活できるようにする。	<input type="checkbox"/> 自分のやるべきことを考え、創意工夫して最後までやり遂げる。 <input type="checkbox"/> 地域・専門家等による学習に意欲的に取組み、地域・学校への愛着を深める	<input type="checkbox"/> 自分や周りの健康に気を付ける。体力に关心をもち、進んで体を動かす。（健康教育） <input type="checkbox"/> 気持ち良いあいさつをし、元気で安全な生活を送れるようにする。
--	---	---	---

具体的な取組

学 び	児童支援	特別活動	安全・安心な環境
<ul style="list-style-type: none"> ・話を聞き、自分の考えをもつ、考えを広げたり深めたりする指導の実施（GIGA システムの効果的な活用、データに基づく指導改善） ・各教科の見方・考え方を生かした指導 ・資料や地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる学級・学年づくり（心の居場所） ・人権に配慮した温かい指導・支援・心と命の教育 ・学校のルールの徹底 ・保護者との連携、相談体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的な活動の育成 ・集団の一員としての自覚 ・キャリア教育を意識した取組 ・自己有用感を育む活動 ・SDGs を意識した活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底 ・児童、家庭、地域をつなげる防災・防犯・情報教育の実施 ・清掃、整頓された学習環境の整備 ・計画的な施設整備の実施
連 携			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のよさを活かした教育活動 ・コミュニティスクールと協働し学校評価を生かした改善 			<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域と学校の有効な双方向の情報発信 ・教育活動関係団体や講師との連携による教材開発

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしきみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができます。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業

以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあつた時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があつても、いじめることはいけないと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかつたのか、どうしたらよかつたのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

- 解消するまで学校が主体性を發揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1)重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長 教頭 総括教諭

支援教育コーディネーター 養護教諭

学年主任 7名

児童支援部会スタッフ 12名

学校巡回カウンセラー（小・高は巡回による派遣）

スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証…（支援教育 CO）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
 - 児童支援部会スタッフ 12名
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
 - 児童支援部会スタッフ 12名
- ・いじめ問題に関する資料の管理……………（支援教育 CO）
- ・道徳教育との連携……………（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し……………（校長・教頭・支援教育 CO）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成……………（支援教育 CO）
 - 1年……………（1年主任） 2年……………（2年主任）
 - 3年……………（3年主任） 4年……………（4年主任）
 - 5年……………（5年主任） 6年……………（6年主任）
- ・支援級……………（支援級主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営……………（支援教育 CO）
- ・学校巡回カウンセラーとの連携……………（校長・教頭・支援教育 CO）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・児童活動・代表委員との連携……………（支援教育 CO・特別活動担当）
- ・P T A 校外委員会との連携……………（支援教育 CO・教務主任）
- ・地域教育会議との連携……………（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携……………（校長・教頭・支援教育 CO）
- ・中部児童相談所との連携……………（校長・教頭・支援教育 CO）
- ・高津区地域支援課との連携……………（校長・教頭・支援教育 CO）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修 ・いじめに関する報告書の作成について ・全児童のニーズ把握 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・第1回効果測定実施・研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施・結果を受けての対応について（児童支援PT実施） 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→ 第1回学校生活アンケート実施・対応) ・教育相談の実施 ・効果測定をもとにした研修会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認・いじめ防止委員会 ・いじめ事例検討会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・第2回効果測定実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止の取り組み（あいさつ運動・言葉づかい・心のキヤッチボール等） ・運動会開催
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・人権週間授業実施、共生共育等の授業公開 ・児童理解、指導法研修 ・いじめ防止スローガン募集決定 広報活動 ・かがやき交流会開催
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施、報告 ・教育相談の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認・いじめ防止委員会 ・第3回効果測定実施 ・効果測定を受けての研修会
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

★ 他に、隨時いじめ防止に係る研修等を実施する。

◎本校のいじめ防止に向けた取組

全職員が児童を取り巻く諸課題について把握し、対応を組織的に行い、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるようとする。

温かい居場所がある学校へ　　いじめを絶対に許さない風土作り

児童の自主的な取組

[自主性な企画・運営]

- ・主体的に児童が取り組む運動会の実施。
 - * 高学年を中心にチーム決め、応援団の募集、結成、全学年参加の選択種目など。
 - ユニバーサルデザインを取り入れ児童が互いに助け合い、関わりをもつ。
- ・児童会を中心とした活動
 - * いじめ防止スローガンの各クラスからの募集、キャンペーン
 - * 「ありがとうの花を咲かそう」キャンペーン
 - * あいさつ運動
 - * 全校ミーティングの開催

[交流活動の活性化]

- ・児童会活動（いじめ防止キャンペーン・あいさつ声かけ運動・全校ミーティング・1年生を迎える会）
- ・委員会活動の充実・自己有用感の育成・主体的な活動
- ・幼保小連携活動（総合的な学習の時間、5学年児童の取組として幼児、児童の交流）
- ・異学年の交流
- ・地域との社会科、生活科・総合的な学習での交流

[啓発活動]

- ・いじめ防止キャンペーンの実施（スローガン募集、全校ミーティング）
- ・人権週間での授業、共生共育の授業公開
- ・情報モラル授業
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・情報モラル等保護者講習会
- ・行事等の参加、パトロール
- ・おやじの会による校内環境整備

地域住民の取組

- ・コミュニティスクール 安全部による見守り活動（登下校の立ち番、パトロール）
- ・コミュニティスクール デジタル部による情報モラル啓発資料配信
- ・コミュニティスクール 環境部による栽培活動
- ・トライヤルデー実施（地域教育会議）